

広島市規則第17号

令和7年3月11日

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年広島市規則第132号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札（当該最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨定めた場合に限る。）については、24日前）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。